

## 「批判的・論理的思考力テスト（総合問題）」出題例

ハーグ条約に関する次の事項説明、2つの関連記事、および①～③のデータを読み、問1～問5に答えなさい。

### 事項説明

#### ハーグ条約（The Hague Convention）

オランダのハーグで採択された、国家間の不法な児童連れ去り防止を目的とした多国間条約である「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」の通称。「国境を越えて子供を不法に連れ去る、あるいは留め置くことの悪影響から子供を守る」ことを目的としている。親権・監護権（養育権）を持つ親のもとからその同意なくして他の親が16歳未満の子を、国境を越えて連れ去りまたは隠匿をした時、両国がこの条約に加盟していれば、子を奪われた親はその国の政府を通じて相手国に子の返還や面会を請求できる。両親の離婚などによって生じる「子どもの国境を越えた移動」そのものが子どもの利益に反するものであり、子どもを養育する「監護権」の手続きは奪取以前の常居所地であった国で行われるべきだとの考えに基づいて、子は移動以前の常居所地であった国へ帰還させるのが原則である。また、別れて暮らす親子が面会する権利の実現を目指すものでもある。

1980年10月25日に採択され1983年12月1日に発効したが、加盟国は南北アメリカ、欧州諸国などに限られ、日本も含めアジア・アフリカ・中東諸国ではほとんどの国が加盟していない。その原因としては、西欧諸国と加盟していない国とでは両親の離婚及び親権や面会権についての考え方が大きく違うこと、それぞれの国の文化や国内法との整合性に支障をきたすことなどが挙げられる。

米・仏などは、日本の条約加盟を強く求めており、日本政府は2010年5月に条約加盟の基本方針と加盟に必要な国内法案の骨子を閣議了解した。国内法案の骨子は、日本国内に連れ去られた子どもの所在を調査する「中央当局」を外務省に設置すること、裁判所が連れ去った子の返還を親に命じるための手続きを新たに設けることなどを内容としている。

加盟に対する慎重論としては、家庭内暴力（DV）から逃れて子を連れ帰国する母親などについての邦人保護の観点を中心であり、さらなる暴力の恐れがある場合などについて返還を拒否できるという例外規定も盛り込まれている。

出典：『知恵蔵』朝日新聞社、2013年（一部削除）。  
朝日新聞社に無断で転載することを禁止します。

### 記事1

国際結婚が破綻した際の子の扱いを定めるハーグ条約に、日本も加盟する見通しとなった。自民、公明両党が19日、今国会での条約承認と関連法成立を了承。民主党も賛成とみられ、年内にも締約国になる見通しだ。離婚の経験者などから、評価と不安の声が上がる。

加盟国間では、離婚した夫婦の一方が無断で子を連れて母国に帰った場合、子をいったん元の国に戻し、その国の裁判で子の養育などを決めることになる。一方の親の判断だけで、子がもう一方の親に会えなくなるのを防ぐためだ。

## もっと早く加盟すれば

「もう少し早ければ、息子たちは連れ去られなかったかもしれない」。千葉県の女性（42）は唇をかむ。

日本で離婚裁判中だった昨年11月、英国人の夫が長男（10）と次男（5）を国外に連れ去った。2人は2年前から夫と暮らしていたが、女性が面会させてもらえたのは1度だけだ。

長男が登校していないと連絡を受けて調べたところ、夫と息子の3人が日本を出国していたことがわかったという。警察に捜索願を出したが、どうすることもできなかった。夫の弁護士に連絡しても、「国外にいる」としか教えてもらえず、途方に暮れている。

「日本の加盟の動きを知り、その前に連れ去ったのかもしれない。子どもたちがどこにいるのか、学校に通っているのかもわからず、心配でたまらない。同じような被害者を増やさないためにも、一刻も早く加盟してほしい」

## 海外で裁判、困窮と訴え

一方、豪州から2人の娘を元夫に無断で連れ帰った関西地方の女性（42）は「加盟するのなら、国際結婚が破綻した後の状況について、国はもっとしっかり調査するべきだ」と語る。

女性は現地での裁判の結果、子どもと暮らせることになった。しかし、共同で親権を持つ元夫から、子との面会条件の変更を求める裁判を執拗に起こされ、精神的、金銭的に追い詰められた。「海外で困窮しながら、裁判をすることになる日本人のことを考えてもらいたい」

条約は「子の心身に重大な危険がある時」は、子を戻さなくてもよいと定めており、子どもの前で親に暴力をふるうことも対象になるとされる。しかし、家庭内暴力（DV）を受けて帰国した女性の間には、この規定がきちんと機能するのか心配する声もある。

「ハーグ『子の奪取』条約の批准に慎重な検討を求める市民と法律家の会」の中川明子弁護士は「親への暴力を子が見ていない場合にどうなるのかはっきりしない。DV被害を受けていた場合は戻さなくても良いと法律で明文化すべきだ」と話す。

出典：『朝日新聞』2013年2月20日（一部削除）。朝日新聞社に無断で転載することを禁止します。

## 記事2

国際結婚が破綻した際の子どもの扱いを定めるハーグ条約の承認案が、22日の参院本会議で全会一致で可決され、国会承認された。一方の親が母国などに子どもを連れ帰る問題に対応するもので、日本の加盟には欧米の期待が強い。今後、関連法を成立させるなど国内の環境を整えたうえで、年内にも条約に加盟する。

ハーグ条約では、国際結婚が破綻した夫婦が別々の国で暮らすようになった場合、16歳未満の子どもを養う親権は結婚の破綻前に家族が暮らした国で決めるのが基本。夫婦で話がまとまらずに一方が母国に子どもを連れ帰っても、原則としてそれまで家族がいた国にいったん子どもを戻す。

子どもが連れ帰られた国の政府は返還に向けて仲裁や調停などで支援し、不調なら裁判所が返還の是非を判断。虐待などで子どもに「重大な危険」が及ぶ場合には裁判所が返還を拒める。

国際結婚の増加を背景に条約は30年前に発効したが、日本では離婚をめぐる他国との考え方の違いもあり議論が進まなかった。

他国の人と結婚した日本人の離婚は増え、年2万件近い。外国人の夫と別れた日本人の妻が子どもを日本に連れ帰り、夫が子どもを戻すよう訴える例が目立ち、欧米諸国から「連れ去り」との批判も出ている。

昨年3月に野田政権が条約承認案を提出したが、衆院解散で廃案となった。安倍晋三首相は今年2月の日米首脳会談で「この国会で承認が得られるよう取り組んでいる」と強調。3月に承認案を再提出した。

日本では配偶者への家庭内暴力から親子が逃げて帰国した場合に、子どもを戻すべきではないとの声が根強い。米国は日本の加盟前の事例にも協力を求めており、この対応も今後の課題となる。

出典：『朝日新聞』2013年5月22日（一部削除）。  
朝日新聞社に無断で転載することを禁止します。

データ① ハーグ条約締結国リスト（別紙）

データ② - 1 日本人の婚姻件数 ② - 2 日本人の離婚件数（別紙）

データ③

外国政府から日本政府に対して提起されている子の連れ去り事案等の件数

アメリカ 81 件、イギリス 39 件、カナダ 39 件、フランス 33 件（平成 24 年 8～9 月時点）

出典：外務省のホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/>（2013 年 7 月 22 日閲覧）

データ① ハーグ条約締約国一覧（2013年6月現在）

**アジア**

中国<sup>(注)</sup>  
韓国  
シンガポール  
スリランカ  
タイ  
<sup>(注)</sup>香港・マカオのみ

**大洋州**

オーストラリア  
フィジー  
ニュージーランド

**北米**

カナダ  
アメリカ

**中南米**

アルゼンチン  
バハマ  
ベリーズ  
ブラジル  
チリ  
コロンビア  
コスタリカ  
ドミニカ共和国  
エクアドル  
エルサルバドル  
グアテマラ  
ホンジュラス  
メキシコ  
ニカラグア  
パナマ  
パラグアイ  
ペルー  
セントクリストファー・  
ネービス  
ドミニカ・トバゴ  
ウルグアイ  
ベネズエラ

**欧州**

アルバニア  
アンドラ  
アルメニア  
オーストリア  
ベラルーシ  
ベルギー  
ボスニア・ヘル  
ツェゴビナ  
ブルガリア  
クロアチア  
キプロス  
チェコ  
デンマーク  
エストニア  
フィンランド  
フランス  
グルジア  
ドイツ  
ギリシャ  
ハンガリー  
アイスランド  
アイルランド  
イタリア  
カザフスタン  
ラトビア  
リトアニア  
ルクセンブルグ  
マルタ  
モルドバ  
モナコ  
モンテネグロ  
オランダ  
ノルウェー  
ポーランド  
ポルトガル  
ルーマニア  
ロシア  
サンマリノ  
セルビア

スロバキア  
スロベニア  
スペイン  
スウェーデン  
スイス  
マケドニア  
トルクメニスタン  
ウクライナ  
英国  
ウズベキスタン

**中東**

イスラエル  
トルコ

**アフリカ**

ブルキナファソ  
ガボン  
ギニア  
レソト  
モーリシャス  
モロッコ  
セイシェル  
南アフリカ  
ジンバブエ

計90か国

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/>（2013年7月22日閲覧）。  
一部加工して見やすくした。

データ②-1 婚姻件数 年次×夫妻の国籍別

国 籍	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)
総 数	735 850	722 138	791 888	798 138	714 265	700 214	661 895
夫 妻 と も 日 本	723 669	696 512	764 161	761 875	672 784	670 007	635 961
夫妻の一方が外国	12 181	25 626	27 727	36 263	41 481	30 207	25 934
夫日本・妻外国	7 738	20 026	20 787	28 326	33 116	22 843	19 022
妻日本・夫外国	4 443	5 600	6 940	7 937	8 365	7 364	6 912
夫日本・妻外国	7 738	20 026	20 787	28 326	33 116	22 843	19 022
妻 の 国 籍							
韓国・朝鮮	3 622	8 940	4 521	6 214	6 066	3 664	3 098
中 国	1 766	3 614	5 174	9 884	11 644	10 162	8 104
フィリピン	…	…	7 188	7 519	10 242	5 212	4 290
タ イ	…	…	1 915	2 137	1 637	1 096	1 046
米 国	254	260	198	202	177	223	202
英 国	…	…	82	76	59	51	53
ブラジル	…	…	579	357	311	247	239
ペ ル ー	…	…	140	145	121	90	95
その他の国	2 096	7 212	990	1 792	2 859	2 098	1 895
妻日本・夫外国	4 443	5 600	6 940	7 937	8 365	7 364	6 912
夫 の 国 籍							
韓国・朝鮮	2 525	2 721	2 842	2 509	2 087	1 982	1 837
中 国	380	708	769	878	1 015	910	850
フィリピン	…	…	52	109	187	138	130
タ イ	…	…	19	67	60	38	45
米 国	876	1 091	1 303	1 483	1 551	1 329	1 375
英 国	…	…	213	249	343	316	292
ブラジル	…	…	162	279	261	270	299
ペ ル ー	…	…	66	124	123	100	106
その他の国	662	1 080	1 514	2 239	2 738	2 281	1 978

注：フィリピン、タイ、英国、ブラジル、ペルーについては平成4年から調査しており、平成3年までは「その他の国」に含まれる。

出典：厚生労働省「平成23年人口動態統計」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/data24k/1-37.xls> (2013年7月22日閲覧)

データ②-2 離婚件数 年次×夫妻の国籍別

国 籍	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)
総 数	199 016	264 246	261 917	254 832	251 136	253 353	251 378	235 719
夫 妻 と も 日 本	191 024	251 879	246 228	236 612	232 362	233 949	232 410	217 887
夫妻の一方が外国	7 992	12 367	15 689	18 220	18 774	19 404	18 968	17 832
夫日本・妻外国	6 153	9 607	12 430	14 784	15 135	15 570	15 258	14 224
妻日本・夫外国	1 839	2 760	3 259	3 436	3 639	3 834	3 710	3 608
夫日本・妻外国	6 153	9 607	12 430	14 784	15 135	15 570	15 258	14 224
妻 の 国 籍								
韓国・朝鮮	2 582	2 555	2 555	2 826	2 648	2 681	2 560	2 275
中 国	1 486	2 918	4 363	5 020	5 338	5 814	5 762	5 584
フィリピン	1 456	2 816	3 485	4 625	4 782	4 714	4 630	4 216
タ イ	315	612	782	831	795	823	743	665
米 国	53	68	76	68	64	79	74	66
英 国	25	41	28	15	29	21	23	14
ブラジル	47	92	116	100	96	92	103	96
ペ ル ー	15	40	59	49	56	46	59	49
その他の国	174	465	966	1 250	1 327	1 300	1 304	1 259
妻日本・夫外国	1 839	2 760	3 259	3 436	3 639	3 834	3 710	3 608
夫 の 国 籍								
韓国・朝鮮	939	1 113	971	916	899	982	977	915
中 国	198	369	492	568	608	660	632	632
フィリピン	43	66	86	112	128	127	119	126
タ イ	8	19	30	50	40	44	45	37
米 国	299	385	398	374	413	379	397	397
英 国	40	58	86	61	92	80	77	98
ブラジル	20	59	81	100	111	150	140	112
ペ ル ー	7	41	68	70	63	77	70	70
その他の国	285	650	1 047	1 185	1 285	1 335	1 253	1 221

出典：厚生労働省「平成23年人口動態統計」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/data24k/1-42.xls> (2013年7月22日閲覧)

**問1** 日本は、離婚すると親の一方が親権を持つ「単独親権」の国と考えられるか、離婚後も双方が親権を持つ「共同親権」の国と考えられるか。上の事項説明と2つの記事を読み、答えなさい。

**問2** 記事2によれば、「外国人の夫と別れた日本人の妻が子どもを日本に連れ帰り、夫が子どもを戻すように訴える例」が目立っている。子どもを手放したくないと思っている日本人の元妻が、そのような行動に出る理由を3つ挙げなさい。なお、その理由は上の事項説明と2つの記事から推測して答えなさい。

**問3** 日本がハーグ条約締結を肯定できる理由を、上の事項説明と2つの記事から3つ読み取って答えなさい。

**問4** 上の2つの記事を検討し、ハーグ条約締結の是非についてあなたの意見を述べなさい。ただし、データ①～③を用いなさい。

**問5** 問4で解答したあなたの主張を補強するために必要な資料・データは何か。上の①～③以外に3つ挙げなさい。また、なぜそれが必要か、その理由も答えなさい。